

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第15号、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについてにつきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、前回までに判断保留等となっていた会派に、判断できる状況にあるか確認をしたいと思います。

まず、公明党。

○中野委員 判断できます。

○まじま委員長 続いて、無党派G。

○金谷委員 判断できます。

○まじま委員長 全会派が判断できるということでしたので、陳情第15号について、採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

それでは、自民党・市民会議。

○上村委員 私どもの会派としては、陳情第15号につきましては、不採択とすべきという判断に至りました。

その理由としましては、それぞれ現行制度の見直しの中で検討されたものであり、その廃止理由には一定の理解ができるというふうに判断をしたものでございます。しかしながら、この減免制度の廃止に当たっては、コロナ禍における生活保障の観点からも、引き続き、予定を延期するほか、その廃止に向けても段階的な措置を講じるなど、一定の配慮は検討されるべきであるというふうに考えるものです。

この点、さきに諮問をされておりました上下水道事業審議会においても、この生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対しましては、料金改定による負担増もあることなどから、配慮が必要であるという答申が寄せられております。こうした経緯も踏まえましての判断ということで、さきに述べた理由とさせていただきます。

以上です。

○まじま委員長 続いて、民主・市民連合。

○高見委員 まず、判断といたしましては不採択とさせていただきます。その理由といたしまして、生活保護世帯、独居高齢者世帯に対する減免制度については、それぞれの世帯に対する廃止の根拠が明確となっているため、減免制度の維持についての陳情は願意に沿い難く、不採択とすべきと考えます。

その理由の根拠として、生活保護世帯については、生活保護費の中に光熱水費が含まれて支給されており、上下水道料金を減免すると重複して利益を得ることとなるため、公平性の観点から減免制度の廃止はやむなしと考えます。ただし、福祉側からの支援等についての議論は必要であるとつ

け加えての判断といたします。

独居高齢者世帯については、基準水量未満の少量利用者の負担を軽減するため、減免が導入されていましたが、このたび実施された料金改定により、料金体系が基本水量制から、実際に使用した水量に応じた料金へ変更されたことで、導入時の理由が解消されたので、減免する根拠が失われたためであります。

また、忠別ダムとの関わりについて陳情者は述べていますが、生活保護世帯の減免は、水道事業拡張期における大幅な料金改定の影響を緩和するため導入され、独居高齢者世帯の減免は、基本水量未満の少量利用者の負担を軽減するため導入されたものであり、忠別ダムの建設への参画や負担金の支出と関連したものではないと捉えております。

以上です。

○まじま委員長 続いて、公明党。

○中野委員 陳情第15号、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについての会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、陳情書の要旨にも関係する、生活保護世帯の減免制度の導入経過などについてであります。生活保護世帯の減免制度は、水道、下水道の拡張整備、普及時期における大幅な値上げに対する緩和措置として導入されたものと承知しております。一方で、生活保護費には、ただいまもありませんが、光熱水費が含まれていることから、上下水道料金の減免と重複するような状況となっております。次に、独居高齢者世帯の減免制度については、基本水量8立方メートル未満の少水量利用者の負担を軽減するために導入したものであります。昨年7月からの料金改定により、基本水量制を廃止し、実際に使用した水量に応じた料金体系に変更したことで、減免の導入目的が解消されている状況にあると言えます。

いずれにしても、重要なのは、使用者間の料金負担の公平性が図られるべきだということだというふうに考えております。しかしながら、現在の様々な情勢等を考えますと、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に関わる減免制度の廃止につきましては、複数年にわたる段階的な進め方をすべきということを指摘させていただき、以上の理由から、公明党会派としまして、陳情第15号につきましては不採択とすべきと判断させていただきました。

以上です。

○まじま委員長 続きまして、無党派G。

○金谷委員 陳情第15号の生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについて、私としましては、採択すべきという判断をさせていただきたいと思っております。

会派の中でも様々な議論もありまして、かなり前からこの陳情については話合いをしてきました。そして、そのときの状況としましては、不採択とするかというところで考え方の方向性があったんですけれども、ただ、この半年を見てきた中で、非常に物価高騰、そして生活の大変さというのが実感として、市民感覚で変わってきたなということもありまして、判断時期がここまでずれ込んだ

こともあり、私としては、ここでこの減免を廃止するという事は、ちょっと考え直したほうがと。これに限らず、この後の児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯の部分についても、今後廃止を検討するという事なんですけども、確かに、会派の皆様がるるおっしゃるような部分は理解できますし、また、この陳情の要旨というところを読みますと、忠別ダムの水利権の事実上不要だった部分によって、これが転嫁されているに等しいという部分についてはね、ちょっとね、そうなのかなって、確かに疑問ですよ、それだけじゃないのでね。

だけれども、そうではあっても、陳情事項自体は、この減免制度を維持するということを求めていますので、この陳情事項をもって、今のこの厳しい物価高騰、もう2割、3割上がっていますね、食品も全て。全て上がっています、電気もね。そういった中で、ここをやはり、もう一度考え直す必要があるかなということで、判断としては可とすべきということにさせていただきます。

○まじま委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決したいと思います。

お諮りいたします。

陳情第15号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めたいと思います。

(起立する者あり)

○まじま委員長 起立少数であります。よって、陳情第15号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第22号、市道の早期改修の実施について、これにつきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、前回までに判断保留等となっていた会派に、判断できる状況にあるか確認をしたいと思います。

自民党・市民会議。

○上村委員 判断できます。

○まじま委員長 続いて、民主・市民連合。

○高見委員 すいません。もう少し時間をいただきたいと思います。

○まじま委員長 無党派G。

○金谷委員 判断できます。

○まじま委員長 それでは、まだ判断できない会派がございましたことから、今回は保留としたいと思います。

次に、建設に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1) 特定空家等の行政代執行による解体除却について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 特定空家等の行政代執行による解体除却について、報告いたします。

本件は、昨年9月8日の本委員会において、末広地区の特定空家等の相続人等に対して、行政

代執行による解体除却を執行する旨の戒告書を発出する旨の報告をした件の、その後の経過についてでございます。資料は用意がございませんので、口頭で報告いたします。

戒告書は、昨年9月13日に相続人等に対して発出いたしましたが、指定した期限の10月20日までに、相続人等による特定空家等の除却がなされなかったことから、本市が委託した解体業者により、12月21日までに解体除却が完了したところであります。解体除却に要した費用、199万1千円は、相続人等に対して納付命令を発出し、徴収する予定であります。この納付命令が履行されない場合は、さらに期限を定めて督促し、期限までに納付されない場合は、国税徴収法の例により財産調査を行い、財産の差押えや公売などの滞納処分を実施し、解体除却に要した費用を徴収していく予定であります。

報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、(2)橋梁長寿命化工事で発生したPCB廃棄物の不適正な処理について、(3)(仮称)春光台公園運営協議会の設置について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○太田土木部長 まず初めに、橋梁長寿命化工事で発生したPCB廃棄物の不適正な処理について、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

本件につきましては、一部新聞報道等もございました。事前に委員の皆様には、その旨、御報告をさせていただいたところでございますけれども、改めて詳細について御報告をさせていただきます。

本件は、令和3年度に実施いたしました栄光橋長寿命化(修繕)工事におきまして、橋桁の塗装塗り替え作業に伴い発生したPCB廃棄物を、誤って運搬許可のない工事請負者に運搬させていたことが判明し、令和4年12月22日付で、環境部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反するとして、法令遵守を徹底するよう文書指導を受けたものでございます。

本件発覚の経緯についてでございますが、本市では、橋梁長寿命化工事に伴い発生いたしますPCB廃棄物を、法にのっとり、運搬処分等を実施しているところでございますが、次年度以降の調査業務の実施に向け、改めて調査・施工方法等の手順を整理するため、これまでの工事資料を基に、昨年10月下旬から環境部と協議を進めていたところ、対象工事3件中、当該工事1件において法令違反があったことが確認されたものであります。当該工事で発生する塗膜くずにつきましては、現場から保管場所である土木事業所まで、事業主である市担当職員が運搬する計画でございましたが、回収した塗膜くずをドラム缶に入れ、河川敷地の工事区域内に一時仮置きしていたものの、現場が手狭で作業の支障になることから、請負者と発注者双方の協議により、一旦、請負者が工事区域内から1.1キロメートル離れた現場事務所にドラム缶を移動し、その後、改めて担当職員が保管場所である土木事業所まで運搬したところでございます。しかし、このPCB廃棄物を現場事務所に移動した行為につきましては、あくまでも工区外に搬出したということになるため、法的には、事業者である市が自ら運搬しなければならないものであり、結果として市は、特別管理産業廃棄物の運搬許可のない請負者にPCB廃棄物を運ばせたこと、また、請負者についても、特別管

理産業廃棄物の運搬許可がないのにPCB廃棄物を運搬したということになるため、法に違反しているとして、今回の文書指導に至ったところでございます。

今回の事案につきましては、法令をしっかりと理解していれば防ぐことができたものと考えてございますので、法令違反に関し、文書指導を受けたことについて、おわび申し上げますとともに、今後、改めて法令確認を徹底するとともに、工事担当部署で情報を共有し、監督員のみならず、組織として確認作業を行いながら、再発防止に取り組んでまいります。本当に申し訳ございませんでした。

橋梁長寿命化工事で発生したPCB廃棄物の不適正な処理についての報告は以上でございます。

次に、（仮称）春光台公園運営協議会の設置につきまして、御報告を申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、1、協議会設置の理由と目的についてでございます。春光台公園は、貴重なミズバショウ群落に代表される豊かな自然と、パークゴルフ場、キャンプ場、アスレチック広場などの多彩な施設を併せ持つ公園であり、豊かな自然環境の保全と活用の両立を図るため、平成14年度に、専門家や地域の声を聞きながら春光台公園基本構想を策定し、約20年にわたり公園の整備と管理運営を行ってきたところでございます。しかし現在では、公園内におきまして、遊具等の施設の破損ですとか老朽化が進んでいるほか、公園を取り巻く社会情勢ですとか環境等も大きく変化してきていることから、利用者のニーズを踏まえながら、公園の整備や管理運営等の在り方について、改めて検討を行う時期を迎えております。

こうした中、平成29年の都市公園法改正に伴い、公園の活性化策や利用ルールなどの取り決めを行う協議会の設置ができるようになったことや、一昨年（平成28年）の第3回定例会などにおきまして、当公園について、広く市民の意見を聞きながら管理運営に反映できるような体制づくりが必要ではないかとの御意見をいただいたことを踏まえまして、このたび、春光台公園の多様性に富む利活用を推進することを目的に、今後の春光台公園の整備及び管理運営等の在り方について意見交換を行う場として、（仮称）春光台公園運営協議会を設置することとしたものでございます。

次に、2、協議会の役割・協議内容、並びに、3の協議会設置のイメージについてでございます。本市では、緑地の保全等に関する基本的な計画などを審議する附属機関として、旭川市緑の審議会を設置しているところでございますが、本協議会は、春光台公園の遊具などの施設更新や公園利活用の方針、貴重な植物の保護等に関する環境保全、公園の在り方について、地域の意見を聴取し、協議を行う機関でございます。ここでの協議内容を旭川市緑の審議会に意見として提出し、その審議等を経て、公園の整備、管理運営に反映させていく考えでございます。

次に、4、協議会参加者の構成（案）、並びに、5、今後のスケジュールについてでございますが、本協議会は、学識経験者や公園管理者、自然環境団体、地域の商工会や市民委員会、公募市民など10人程度の参加者で構成するものとし、今後のスケジュールとしましては、2月上旬までに要綱案を作成し、旭川市緑の審議会での審議を経た後、2月中旬から3月下旬にかけて参加者への依頼、公募市民の募集を行い、本年4月中の協議会設置を目指していく考えでございます。

（仮称）春光台公園運営協議会の設置についての御報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(4)除排雪等の状況について、(5)(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案に対する意見提出手続の実施について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 除排雪等の状況について、御報告申し上げます。お手元に資料をお配りしております。今年度の気象や除排雪の作業状況など、7点ほどございます。

初めに、令和4年度の気象状況でございます。初雪は、去年より18日遅い1月4日に観測されまして、その後、比較的穏やかな気象状況が続いておりましたが、年末年始にかけまして、64センチの降雪があり、1月5日時点の累計降雪量や積雪積算値は、昨年同時期の約1.2倍となっております。短期間で積雪が増えたところでもあります。さらには、1月12日から14日にかけては、3月下旬並みに気温が上昇するなど、年末から気象の変化が大きい状況となっております。また、毎日の積雪の累計値である積雪積算値は、雪が生活に及ぼす影響の指標となっておりますが、昨年度の数値を大きく上回っている状況にもございます。

次に、除雪及び排雪の作業状況でございます。除雪作業の状況といたしましては、1月15日時点で、車道除雪の全線出動回数が3回、歩道除雪の全線出動回数は8回となっております。排雪作業の状況といたしましては、12月16日から30日までに、幹線道路や一部の生活幹線道路の1回目の排雪作業を完了しております。また、年明けは、1月5日から順次、排雪作業を進めており、2回目の幹線道路は1月下旬までの、1回目の生活幹線道路及び生活道路の排雪作業は2月上旬までのそれぞれの完了予定となっております。

次に、気象状況等への対応の状況についてでございます。(1)の幹線道路の排雪作業の前倒しであります。年末年始の連続した降雪により、バス路線など、幹線道路の幅員が減少したため、例年1月中旬から開始している2回目の幹線道路の排雪を全市一斉に前倒ししまして、1月5日から、狭隘で、路肩に堆雪スペースの少ない道路から順次排雪作業を実施し、また、幹線道路の多い中心部におきましては、排雪実施までの間、拡幅除雪を実施することで、スムーズな交通の流れの確保に努めたところでもあります。次に、(2)の始業式に向けた対応であります。1月13日の小中学校の始業式に向けまして、通学児童生徒が集中する学校周辺の排雪を、1月5日から12日にかけて実施するとともに、12日の夜には、全市一斉の歩道除雪を実施し、通学児童生徒の安全確保に努めたところでもあります。次に、(3)の大学入試共通テストに向けた暖気対策であります。1月12日から14日にかけては、気温が上昇し、路面状況の悪化が予測されたことから、13日から14日にかけて、除雪センターを24時間開設することとし、統合地区内のスムーズな連携により、センター職員を配置するとともに、土木事業所においても24時間対応とすることで、ざくざく路面対策の体制を整え、夜間・早朝パトロールにより、路面状況の早期把握とざくざく路面の解消に努めたところでもあります。

次に、雪堆積場の状況でございます。雪堆積場の確保量につきましては、河川管理者との協議を進め、大雪でも対応可能となる922万立方メートルを確保したところございまして、1月15日時点での搬入量は、約216万立方メートルとなっております。なお、市民が利用できる雪堆積場は7か所開設しております。

次に、路面管理手法の検証でございます。昨年度に引き続き、統合した4地区ごとに1つのモデル地区を設定し、ざくざく路面の抑制効果のほか、道路脇の雪山や幅員の状況などにつきまして検証を進めておりますが、モデル地区につきましては、町内会の意向を確認し、昨年度と同じ区域となっております。

次に、除雪相談会の実施結果でございます。相談会は、昨年11月28日から12月1日の4日間に市内9地区で実施いたしまして、計55名の方の参加をいただいたところでございます。市民の方からの相談内容につきましては、除雪センターと共有し、除排雪作業への反映や、パトロール時の確認などに生かしてまいりたいと考えております。

最後に、ホームページやSNS等による情報発信の充実についてでございます。除排雪作業等に関する情報発信といたしましては、これまで、除雪車両の経路や除雪作業の状況、生活道路の排雪予定と完了状況につきまして、ホームページに掲載してきたところでありますが、今年度から、降雪状況や除排雪作業の情報、実施状況の写真に加えまして、市民生活に影響を及ぼす可能性のある気象状況と合わせた除排雪の状況や予定につきましても、ホームページやSNSで発信するなど、さらなる情報発信の充実に向けた取組を進めております。

今後につきましても、その時々気象状況を的確に把握しながら、その状況に応じた除排雪作業を進め、市民の冬季の快適な生活環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

続きまして、(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

昨年12月2日に開催の本常任委員会におきまして、条例制定に向けた進捗状況について御報告したところでございますが、その後、12月7日に、旭川市雪対策審議会から、雪処理のルールの遵守やマナーの向上、市や市民、事業者が協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めることを目的に条例を制定すべきとして、(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案の答申を受けたところでございます。

お手元に資料を配付させていただいておりますが、この骨子案の概要につきましては、市、市民、事業者、それぞれの役割を規定するとともに、市民や事業者の遵守事項として、敷地内から道路や河川等への雪出し行為を禁止する規定や、冬期における路上駐車に関しまして、除雪作業の支障とならないよう努めなければならないなどの規定が設けられております。また、雪出し行為につきましては、法令で処分や罰則の規定が定められていることを踏まえ、道路交通等に支障があると認められる場合は、法令の規定の前段としての指導や、従わない場合の勧告が定められているところであります。

この骨子案につきましては、旭川市市民参加推進条例第6条第1項第2号に基づきまして、意見提出手続を実施しております。意見提出手続の実施期間は、本年1月23日から2月24日までの約1か月間としており、市民の皆様から、条例骨子案に対する御意見を募集し、条例案の策定作業の参考にさせていただきたいと思っております。また、意見提出手続の結果につきましては、4月に開催予定の本常任委員会で御報告させていただきますとともに、その後、公表を行い、地区除雪連絡協議会での意見聴取、旭川市雪対策審議会での条例案の審議を経て、令和5年秋頃までに条例案として提出したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○えびな信幸委員 通告をしていないので、今、回答していただかなくて結構なんですけど、除排雪の状況なんですけど、今年度からまた新しいセンター体制になったということで、ちらちらと現場の様子をお伺いするにつけて、原課のほうでどういうふう把握されているか分からないですけども、特に、何ていうか、困難だとか、支障とか、そういうのは出ているのかどうなのか、後でちょっと聞かせていただければと思います。

そんなことで、後ほど、御回答いただければと。この場では特にはよろしいです。いや、どうしても発言したいということであれば別ですけど。

○まじま委員長 よろしいんですか、答弁は。

○えびな信幸委員 答弁は、特に今、どうしても欲しいというわけではありません。

○まじま委員長 それでは、後ほど対応していただければと思います。

ほかにございますか。

○福居委員 全然、私も通告していないんだけど、除排雪ということなんで、今日、25日と26日は、日本全国を大寒波が襲って、今、ほとんどJRも止まっていますし、高速道路も今、止まっています。旭川はそんなにひどくないんだよね。太平洋側、日本海側も含めて60センチぐらい降るっていうんで、今後、土木部というか、土木事業所は、どれぐらいを予想しているのか。降らなければ降らないほどいいんだけど、言いたいのはね、この2日間でこれぐらい降られるとやばくなるっていう範囲の積雪量とかがあっていうのがあってあるんであれば、ちょっと教えてほしいのと、今、この2日間に対する体制をどのようにしているかということもちょっと教えていただきたいと思います。

○澤渡土木部次長 予報的には、昨日から、大分トーンが落ちまして、風が強くなるけど、雪の量的にはそんなに多くなるというふうに予想はしておりません。しかしながら、昨日、一昨日からもある程度降っていますので、幹線道路とか、ちょっと真ん中に雪のたまりが残っていたり、あと、歩道についてもちょっと歩きにくいということもありますので、午後からの降り方を踏まえまして、今、排雪に取り組んでいるものを除雪に切り替えるか、あとは、幹線と歩道につきましては、基本、明日は除雪に入りたいというふうに今、考えております。あとどれぐらい降れば困るかということもなかなかあれなんですけど、旭川市の企業間の体制としましては、ある程度、20センチ以上降っても交通麻痺が起きるような体制とは考えておりません。

○福居委員 はい。以上です。

○まじま委員長 ほかに御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3の病院事業に関する事項についてを議題といたします。(1)市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、(2)紹介受診重点医療機関指定に係るスケジュールの変更について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 それでは最初に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付をさせていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。資料

のほうを御覧いただきたいと存じます。

旭川市内の新規感染者数につきましては、11月下旬以降は減少傾向にありまして、年明け以降も大幅な増加は見られていないものの、引き続き高い水準のまま、下げ止まりの状況でございます。一方、道内におきましては、新たな派生型ウイルスが確認されたほか、季節性インフルエンザの感染者が増加傾向にあるなど、警戒感が高まっております。こうした中、当院におきましても、職員の感染が相次いで確認をされておりました、前回報告以降の職員の感染状況、直近における感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1ページの1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。前回の常任委員会での報告以降、1月18日までで、医師、看護師など職員41人の感染が確認されております。その多くは家庭内感染でありまして、一部に、一般病棟で新規入院を一時的に休止するというケースもありましたけれども、その後の感染拡大はなく、現在は、以前の診療体制に戻っているという状況でございます。職員の感染者、濃厚接触者は現在も断続的に発生をしておりますことから、患者と接触のない一部職員を除き、N95マスクを着用するなど、引き続き感染対策に努めております。

次に、その下の2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。現在、26床体制でコロナ患者の受入れを行っておりまして、1月17日現在の延べ入院患者数につきましては、疑い患者も含めて1万2千123人となっております。1日当たりの月平均患者数については、2ページ目になりますけれども、上段の表1にありますとおり、11月、22.1人だったものが、それ以降は減少に転じ、12月は18.8人、1月17日までの1月の1日平均患者数は10.1人と、数としては決して少なくありませんけれども、引き続き減少傾向にございます。なお、資料には記載はございませんけれども、直近の1月23日現在の延べ入院患者数は1万2千187人、1月23日までの1月の1日平均患者数については10.2人となっております、今朝の段階での入院患者数につきましては、実人数で6人となっております。

次に、2ページの下段になりますけれども、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。現在、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者に加えまして、当院かかりつけ患者の診察にも当たっておりまして、これまでの受診患者数は、1月17日現在で6千131人となっております。1日当たりの月平均受診患者数については、3ページの上段の表2になりますけれども、11月の14.1人から減少いたしまして、12月は7.8人、1月17日までの1月の平均患者数は6.0人となっております、先ほどの入院患者数と同様に減少が続いております。なお、こちらも資料にはありませんけれども、直近の1月23日現在の受診患者数は6千134人、また、1月23日までの1月の1日平均患者数については4.3人となっております。

次に、3ページ下段の4、病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)の入院患者数につきましては、12月におきましても、コロナ入院患者数が高い水準にありまして、一定数のコロナ患者への対応が継続したほか、職員の感染やクラスターの発生による入院時期の調整等によりまして、4ページの左側の表3にお示ししておりますとおり、引き続き、低調に推移しているというところでございます。また、3ページに戻りますけれども、(2)の外来患者数につきましても、12月は、こちらもコロナ新規感染者数の下げ止まりが続く中、受診控えですとか、職員の感染の中でも医師の感染が12月はかなりあったということもありまして、4ページの表4にお示しして

おりますとおり、こちらも低調に推移しているというところでございます。今後につきましても、当面は、新たな派生型のコロナウイルスや、季節性インフルエンザとの同時流行に対する懸念もあがりまして、入院、外来のいずれにつきましても、依然として、将来の回復予測が困難な状況にあるというところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る報告につきましては、以上でございます。

続きまして、紹介受診重点医療機関指定に係るスケジュールの変更についてでございます。前回、12月の常任委員会で、紹介受診重点医療機関の概要等につきまして報告をさせていただきましたけれども、その後、今後のスケジュールの一部が変更となる旨、国から通知がございましたので、その内容につきまして御報告を申し上げます。

お手元の資料、2枚物になりますけれども、2枚目を御覧いただきたいと思っております。2枚目につきましては、前回の報告時に配付したのものになりますけれども、このうち、資料の右下にありますスケジュールのところに変更になりますので、この部分を抜粋したものが1枚目の資料ということになっております。

1枚目の資料を御覧いただきたいと存じます。冒頭で御説明いたしましたとおり、12月7日付で国から、また、12月27日付で北海道から通知がありまして、表の項目の①対象医療機関に外来機能報告の依頼において、報告に必要な、事前に国から提供されるNDBデータ、これはレセプト情報等のデータベースということになりますけれども、この提供日につきまして、当初、11月1日の予定が、このたびの通知により、今年の2月下旬から3月上旬へと4か月程度遅れるということが判明したものでございます。今回、国、北海道から通知のあったスケジュール変更は、①のデータ提供日の部分のみでありますけれども、これに伴って、②以降につきましても、4か月程度ずれ込むと考えられます。現時点での想定ということになりますけれども、②の対象医療機関から国への報告と、紹介受診重点医療機関への意向表明につきましては、3月から4月頃、③の地域の協議の場における協議につきましては、5月から7月頃になるものと見込んでおりまして、④の当院が指定を受けた場合の条例改正案につきましては、早くても9月の令和5年第3回定例会になるものと考えておりますけれども、今後さらに、正式な通知により、このスケジュールが変更になることも考えられますので、その場合には、また改めて御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時46分